



県 章

滋賀県公報

令和 8 年（2026 年）
9 月 1 日
第 747 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）	
○ 告 示	
※公衆浴場入浴料金の統制額の指定（生活衛生課）	1
保安林の皆伐面積の限度の公表（森林保全課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）	2
車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イに規定する道路の指定（道路保全課）	2
○ 公 告	
令和 8 年度砂利採取業務主任者試験実施公告（イノベーション推進課）	3
令和 8 年度後期技能検定実施公告（労働雇用政策課）	4

告 示

滋賀県告示第373号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和8年10月1日から施行する。

令和5年滋賀県告示第146号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和8年9月30日限り廃止する。

令和8年9月1日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

公衆浴場入浴料金の統制額

入浴者の区別	大 人 (12歳以上の者)	中 人 (6 歳以上12歳未満の者)	小 人 (6 歳未満の者)
金 額	550円	200円	100円

注 この表に定める統制額は、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される公衆浴場の料金について適用する。

滋賀県告示第374号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和8年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和8年9月1日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

同一単位とされる保安林		伐採面積の限度 ヘクタール	備 考
水源かん養保安林	湖 南	196.24	同一単位とされる保安林（湖南） 草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市および湖南市の地域をいう。 （湖東） 近江八幡市および東近江市ならびに蒲生郡日野町および竜王町ならびに愛知郡愛荘町の地域をいう。
	湖 東	373.45	
	湖東北部	479.05	
	湖 北	1,082.49	
	湖 西	297.22	
	計	2,428.45	
	湖 南	677.55	

土砂流出防備保安林	湖 東	328.73	(湖東北部) 彦根市、長浜市の一部（旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町、旧虎姫町および旧湖北町）および米原市ならびに犬上郡豊郷町、甲良町および多賀町の地域をいう。 (湖北) 高島市の一部（旧マキノ町、旧今津町および旧新旭町）および長浜市の一部（旧高月町、旧木之本町、旧余呉町および旧西浅井町）の地域をいう。 (湖西) 大津市および高島市の一部（旧朽木村、旧安曇川町および旧高島町）の地域をいう。
	湖東北部	299.87	
	湖 北	284.81	
	湖 西	310.43	
	計	1,901.39	
保健保安林	湖 南	92.85	高島市の一部（旧マキノ町、旧今津町および旧新旭町）および長浜市の一部（旧高月町、旧木之本町、旧余呉町および旧西浅井町）の地域をいう。 (湖西) 大津市および高島市の一部（旧朽木村、旧安曇川町および旧高島町）の地域をいう。
	湖 東	26.60	
	湖東北部	146.94	
	湖 北	64.45	
	湖 西	58.30	
	計	389.14	

滋賀県告示第375号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年9月1日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
障がい者デイサービスアトラスDay	長浜市高月町落川155-1	株式会社クレセント	長浜市小堀町314-3	生活介護	令和8.9.1	2510300961
BASE ONE	東近江市小脇町402番地1	株式会社ベースライフ	東近江市小脇町402番地1	就労継続支援B型	令和8.9.1	2510500974

滋賀県告示第376号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が25トン以下で車両の長さおよび軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を、次のとおり指定する。

令和8年9月1日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 指定する道路の路線名および区間

路線名	区 間
国道421号	東近江市山上町字上出326番地先から 東近江市寺町字栗林623番2地先まで
県道大津能登川長浜線	守山市播磨田町字上半上寺58番1地先から 守山市播磨田町字上半上寺89番2地先まで
県道彦根八日市甲西線	東近江市川合町字林口1332番4地先から 東近江市川合町字下川原2136番地先まで
県道栗東志那中線	栗東市上鉤字中教田161番地先から 栗東市縫四丁目480番1地先まで
県道野洲中主線	野洲市上屋字下芝原92番2地先から 野洲市上屋字下芝原88番1地先まで
県道草津守山線	草津市駒井沢町字下鯉尾68番1地先から 守山市大門町字梅ヶ町356番1地先まで
県道栗見八日市線	東近江市鉢光寺町字藤原5番2地先から 東近江市五個荘築瀬町字上川原11番4地先まで

県道栗見八日市線	東近江市五個荘築瀬町字上川原15番9地先から 東近江市建部上中町字海戸569番1地先まで
県道千町石山寺辺線	大津市石山寺五丁目字別所392番5地先から 大津市石山寺五丁目字別所396番15地先まで
県道片岡栗東線	守山市金森町字鳥塚243番3地先から 栗東市出庭字下天白548番1地先まで
県道水口竜王線	甲賀市水口町伴中山字笹尾236番4地先から 甲賀市水口町伴中山字笹尾392番1地先まで
県道泉日野線	甲賀市水口町泉字揚木1174番1地先から 甲賀市水口町下山字市場1081番1地先まで
県道五個荘八日市線	東近江市五個荘北町屋町字樋越148番4地先から 東近江市野村町字石ナ原151番2地先まで
県道彦根米原線	彦根市松原町字石持1895番4地先から 米原市磯字西野487番5地先まで
県道甲良多賀線	犬上郡多賀町大字敏満寺字八丁堂1765番1地先から 犬上郡多賀町大字多賀字粕地蔵945番地先まで
県道柑子塩野線	甲賀市甲南町柑子字羽根林1058番1地先から 甲賀市甲南町竜法師字上出2500番3地先まで
県道彦根城線	彦根市船町58番地先から 彦根市駅東町20番11地先まで
県道醍醐大津線	大津市大平一丁目字別所237番2地先から 大津市国分一丁目字畑ケ山218番9地先まで

2 指定年月日 令和 8 年 9 月 1 日

公

告

令和 8 年度砂利採取業務主任者試験実施公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、令和 8 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和 8 年 9 月 1 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 試験日時 令和 8 年11月13日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験場所 滋賀県庁東館 7 階大会議室（大津市京町四丁目 1 番 1 号）
- 3 試験科目
 - (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。）
- 4 出題形式 選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題10問（全問必須問題）および技術問題15問（7問の必須問題および8問から3問を選択して解答する選択問題）とする。
- 5 願書配布 令和 8 年 9 月25日（金）から滋賀県商工労働部イノベーション推進課および各滋賀県合同庁舎（滋賀県総務部総務事務・厚生課南部総務経理係、甲賀総務経理係、東近江総務経理係、湖東総務経理係、湖北総務経理係、高島総務経理係）で配布する。
 ※ 願書は、県ホームページからダウンロードすることも可能とする（<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302869/104051.html>）。
- 6 願書受付期間
 - (1) 書面による出願は、令和 8 年 9 月25日（金）から令和 8 年10月26日（月）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
 ※ 令和 8 年10月26日（月）午後 5 時までに受験手数料の納付が完了した出願を有効とする。
 - (2) 電子による出願は、令和 8 年 9 月25日（金）午前 9 時から令和 8 年10月26日（月）午後 5 時まで
 ※ 令和 8 年11月 2 日（月）午後 5 時までに受験手数料の納付が完了した出願を有効とする。

7 願書受付場所および問合せ先 滋賀県商工労働部イノベーション推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3791

8 受験手数料 9,500円

9に示す願書受付方法に応じて、現金集中窓口、キャッシュレス決済またはしがネット受付サービスにより納付すること。なお、納付した受験手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。

9 願書受付方法

(1) 書面による出願の方法 7に示す場所にアに示す提出書類等を持参して審査を受け、イに示す方法により受験手数料を納付すること。なお、郵送による提出書類等の提出は認めない。

ア 提出書類等

(ア) 受験願書

(イ) 受験整理表および受験票(受験整理表は写真添付欄に出願前6か月以内に撮影した縦6cm×横4cmの正面上半身脱帽時の写真を貼付すること。写真の裏面には氏名を記入すること。)

(ウ) 返信用封筒(長形3号封筒に送付先を明記の上、110円切手を貼付すること。)

イ 受験手数料の納付方法

(ア) 現金集中窓口で納付する場合 審査後、提出書類等を返却するため、現金集中窓口で受験手数料を納付し、納付証を受験願書に添付の上、提出書類等を7に示す場所に再度提出すること。

(イ) キャッシュレス決済の場合 審査後、滋賀県商工労働部イノベーション推進課にて交付するキャッシュレス決済依頼書を会計管理局管理課窓口へ持参し、受験手数料を納付すること。

(2) 電子による出願の方法 しがネット受付サービスの「令和8年度砂利採取業務主任者試験受験申込」のフォームに必要事項を入力し、写真の画像データを添付の上、出願し、審査を受けること。審査後、納付案内に従い、受験手数料をクレジットカードまたはペイジーのいずれかで納付すること。

10 合格発表 令和8年11月27日(金)に県庁前掲示板に掲示するほか、本人宛てに通知する。

令和8年度後期技能検定実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、令和8年度後期技能検定を次のとおり実施する。

令和8年9月1日

滋賀県知事 三日月 大造

1 実施する検定職種

(1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造およびプラスチック成形

(2) 1級および2級 鍛造(ハンマ型鍛造作業)、金型製作(プラスチック成形用金型製作作業)、工場板金(機械板金作業および数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機械検査(機械検査作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業および集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、時計修理(時計修理作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業および印刷箱製箱作業)、菓子製造(洋菓子製造作業および和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業および機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)および広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)

(3) 3級 造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、時計修理(時計修理作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、和裁(和服製作作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)および機械・プラント製図(機械製図手書き作業および機械製図CAD作業)

(4) 単一等級 バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

2 試験の方法 試験は、実技試験および学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日および実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(ア) 特級および単一等級

検 定 職 種	手 数 料
全 て の 職 種	18,200円

(イ) 1級

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	15,100円
和 裁	13,300円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	13,300円
電 気 製 図	13,300円
そ の 他 の 職 種	18,200円

(ウ) 2級

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	15,100円
和 裁	13,300円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	13,300円
電 気 製 図	13,300円
そ の 他 の 職 種	18,200円

(エ) 3級

a 学生等を除く受検者

検 定 職 種	手 数 料		
	一般	若年者	
		雇用保険 被保険者	雇用保険 被保険者でない者
機 械 検 査	15,100円	6,100円	10,600円
和 裁	13,300円	4,300円	8,800円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	13,300円	4,300円	8,800円
そ の 他 の 職 種	18,200円	9,200円	13,700円

b 学生等

検 定 職 種	手 数 料		
	若年者でない者	若年者	
		雇用保険 被保険者	雇用保険 被保険者でない者
機 械 検 査	10,100円	2,900円	5,600円
和 裁	8,900円	2,900円	4,400円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	8,900円	2,900円	4,400円
そ の 他 の 職 種	12,200円	3,200円	7,700円

注1 (エ)において「学生等」とは、公共職業能力開発施設、高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)等の生徒または学生をいう。

注2 (エ)において「若年者」とは、令和8年4月1日現在において年齢23歳未満の者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に掲げる在留資格をもって本邦に在留する者を除く。)をいう。

注3 (エ)において「雇用保険被保険者」とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者をいう。

イ 実施期日 実技試験は、令和8年12月4日(金)から令和9年2月14日(日)までの間において、別途滋賀県職

業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表 実技試験の問題を令和 8 年11月27日（金）に滋賀県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部または一部を公表しない。

オ 受検手数料の支払手続については、受検案内および滋賀県職業能力開発協会のホームページに掲載される情報を確認すること。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検 定 職 種	等 級	実 施 期 日
鍛造、機械検査、シーケンス制御、内燃機関組立て、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	1 級および 2 級	令和 9 年 1 月 24 日（日）
電気機器組立て、シーケンス制御、内燃機関組立て、配管	3 級	
鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形	特 級	令和 9 年 1 月 31 日（日）
金型製作、工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造、カーテンウォール施工、機械・プラント製図	1 級および 2 級	
造園、時計修理、和裁、機械・プラント製図	3 級	
バルコニー施工	単 一 等 級	
半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ	1 級および 2 級	令和 9 年 2 月 7 日（日）
機械加工、機械検査、電子機器組立て、プラスチック成形、建築大工	3 級	

ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 本人確認書類の写し（氏名および生年月日が確認できるものに限る。）

ウ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 滋賀県職業能力開発協会 〒520-0865 大津市南郷五丁目 2 番14号 電話 077-533-0850

(3) 受付期間 令和 8 年10月 5 日（月）から令和 8 年10月16日（金）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。なお、郵送による場合は、令和 8 年10月16日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙および受検案内は、滋賀県職業能力開発協会のホームページに掲載する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きの上、返信用封筒（角形 2 号封筒）に宛先を記入し、1 部の場合は切手140円分を同封し、2 部以上の場合は問合せの上、滋賀県職業能力開発協会へ送付すること。

イ 申請書を郵送する場合は、簡易書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法 実技試験および学科試験の手数料は、申請書の提出と同時に納付すること。ただし、実技試験または学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合または試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表 令和 9 年 3 月12日（金）に合格者の受検番号を滋賀県公報に掲載する。なお、口頭による試験結果の開示を受けたい者は、次に定めるところにより開示を受けることができる。

ア 期間 令和 9 年 3 月 12 日（金）から令和 9 年 4 月 12 日（月）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

イ 時間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ウ 場所 滋賀県商工労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁東館 4 階

エ 持参するもの 令和 8 年度後期技能検定受検票および本人であることを証明する書類（運転免許証など）

オ 開示する内容 得点

カ その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。また、その他の方法による問合せには、一切応じない。

(2) 実技試験または学科試験の合格通知 実技試験または学科試験のいずれかに合格した者については、滋賀県職業能力開発協会が令和 9 年 3 月 12 日（金）に書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付 特級、1 級および単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2 級および 3 級の技能検定合格者には滋賀県知事名の合格証書を交付するほか、技能検定合格者には厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他 技能検定について不明な点は、滋賀県職業能力開発協会（電話 077-533-0850）または滋賀県商工労働部労働雇用政策課（電話 077-528-3755）に問い合わせること。

